

2022年度研究部会申請募集

本会は、特定分野の研究集会に対して下記のとおり研究部会制度を設け運営費の一部を助成します。

2010年度から、第1種研究部会、第2種研究部会および若手研究会に対して理事会審議決定の助成金を付与するとともに、研究部会を学会運営の重要な柱と位置づけています。

理事会では研究部会活動の活性化を目的に、適切な成果発表の方法や場の確保、開かれて活力ある研究部会をめざした制度の改革について議論し、2016年に研究部会の存続期間などを含めた研究部会規程の見直しを行いました。2022年度におきましては、申請に際して以下の点にご留意をお願いします。

- 1) 研究部会の存続期間について、第1種研究部会は1年とし、第2種研究部会と若手研究会については制限を設けない。
- 2) 助成金の上限について、第1種研究部会は20万円、第2種研究部会は5万円とする。
- 3) 第2種研究部会への助成金の支給期間は、5年を限度とする。
- 4) 研究部会承認後、和文誌に会員募集記事を出す(本部より一括してお願いします。記事には研究部会の目的、メリット、アウトプットなどを明示し、意欲ある会員が誰でも参加できるようにすること、会誌7号を予定)。
- 5) 一年の活動が終了した後、和文誌に活動報告を掲載する(会誌5号を予定)。
- 6) 本会の研究部会として活動する場合は、助成金の有無にかかわらず、申請・活動報告を行う。
- 7) 時代の要求、社会や会員の要請に応えるべく理事会では申請の内容を精査します。

研究部会の設置をご希望の方は下記の規程に従って当会宛にE-mailにてお申し込みください。理事会で審議のうえ採否を決定し、申請代表者宛に審議結果を通知いたします。なお、申込締切は2月24日(木)事務局必着とします。様式はHPよりダウンロードしてください。

研究部会規程

(総 則)

第1条 本会は、定款第4条の目的を達成するため研究部会を設ける。研究部会に、第1種研究部会、第2種研究部会および若手研究会を設ける。

- (1) 第1種研究部会：
申請の内容が規程第2条、第3条、第4条、第5条および第6条第1項に合致する部会をいう。
- (2) 第2種研究部会：
第1種研究部会の存続期間の経過後も研究部会の活動を継続して行うもの、および理事会の議により第2種と指定された部会をいう。
- (3) 若手研究会：
申請の内容が規程第2条第2項、第3条(3)、第4条第2項および第5条に合致する部会で、若手研究者および学生から構成され、若手研究者の情報交換、活性化のための活動を継続しておこなうものをいう。

(目 的)

第2条 研究部会は、生物工学の特定分野の研究を促進することを目的とする。

- 2 若手研究会は、応用生物学、遺伝子工学、生物化学工学等の生物工学に関連する広い分野の若手研究者、学生の研究・人材育成を促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 主題の研究集会
- (2) 第1項に関連する調査および資料情報等の交換
- (3) 生物工学に関連する研究、人材育成に関する情報交換
- (4) その他

(報 告)

第4条 研究部会は、その存続期間の終了後、遅滞なくその研究集会の成果を理事会に報告するとともに、シンポジウム等によりその成果を公表するものとする。ただし、第2種研究部会の成果の公表はこの限りではない。

- 2 若手研究会はその活動内容を理事会に報告するものとする。

(運営と組織)

第5条 研究部会は、正会員および学生会員をもって組織し、その運営のため研究部会代表1名、幹事若干名をおき、その組織と運営方法は各研究部会が別に定める。

(存続期間)

第6条 第1種研究部会の存続期間は、事業年度の初めから1年とする。

- 2 第2種研究部会および若手研究会の存続期間は特に定めない。

(補助金)

第7条 研究部会の運営の一部を援助するため補助金を支給することができる。補助金は、その都度理事会で決定する。

(会 計)

第8条 研究部会の補助金については、代表者は年度末において経費を含めて精算して理事会に報告しなければならない。

(変 更)

第9条 本規程の変更は、理事会の承認を経て行う。

附則 本規程は、2010(平成22)年2月19日から施行する。

2016(平成28)年9月28日理事会承認 改訂